

函館市特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置に係る事務手続要綱

第1 趣 旨

この要綱は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、指定短期入所生活介護事業所および指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）については、原則として耐火建築物でなければならないとされているところ、2階および地階に居室（療養室）その他利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を設けない場合、または居室等を2階または地階に設けている場合であっても、函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第21号。以下「特養条例」という。）第11条第1項第2号、第36条第1項第2号、第45条第1項第2号および第51条第1項第2号、函館市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第27号。以下「老健条例」という。）第6条第1項第1号イおよび第45条第4項第1号イ、函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年函館市条例第24号。以下「医療院条例」という。）第6条第1項第1号イおよび第45条第4項第1号イ、函館市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第23号。以下「指定居宅サービス等条例」という。）第151条第1項第2号および第171条第1項第2号ならびに函館市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第24号。以下「予防サービス条例」という。）第133条第1項第2号および第154条第1項第2号に掲げる要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認

められる場合には、準耐火建築物とすることができることとされていることから、これらの規定に基づき準耐火建築物とすることを認める場合の手続きにおいて必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要綱における用語の意義はこの要綱に定めるもののほか、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、厚生労働省老健局長通知「構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について」（平成24年3月30日付け老発0330号第3号。以下「老健局長通知」という。）の例による。

第3 事務処理の手順等

(1) 居室等を2階または地階に設けている準耐火建築物である特別養護老人ホーム等を設置しようとする者（以下「申請者」という。）は、老健局長通知第3 留意事項一 の規定に基づき、設置しようとする特別養護老人ホーム等の基本設計段階において、当該基本設計に基づき建設された場合において適切な避難活動を行えば安全な避難が可能なことを示す資料として、別記様式第1号の意見書交付申請書、別記様式第2号その1からその4までの避難計算確認書、別記様式第3号の同意書（近隣協力者）（近隣協力者がいる場合に限る。）、別記様式第4号の同意書（代替介助者）（代替介助者がいる場合に限る。）および避難計算の適否を確認できる図面を作成し、これらを函館市消防長に提出したうえで、相談に関する意見を記した書面（以下「意見書」という。）の交付を受けるものとする。

意見書の様式については、厚生労働省老健局高齢者支援課、振興課、老人保健課通知「構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開

に係る標準事務処理マニュアルの送付について」（平成25年1月31日付け事務連絡）にある，全国消防長会において作成された標準事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）別記様式第5号「意見書」とする。

なお，意見書の交付は，建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく確認申請の前に受けるものとし，意見書交付の申請に係る具体的な必要書類等の手続きについては函館市消防長の指示に従うものとする。

(2) 函館市保健福祉部は，申請者が老人福祉法第15条または介護保険法第41条，第53条，第94条もしくは第107条に基づく特別養護老人ホーム等の指定（認可，開設許可）申請（以下「指定等申請」という。）を行う際は，下記の書類を添付させるものとし，指定等申請書類の内容と相違がないか確認するものとする。

ア 意見書の写しおよび意見書交付のため函館市消防長に提出した書類の写し

イ 別記様式第5号「避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書」の写し

ウ 意見書の内容に基づき，消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画および風水害，地震等の災害時の組織体制や災害予防対策等が記載された災害に対処するための計画書

第4 要件の判断基準等

(1) 特養条例第11条第1項第2号ア，第36条第1項第2号ア，第45条第1項第2号アおよび第51条第1項第2号ア，老健条例第6条第1項第1号イ（ア）および第45条第4項第1号イ（ア），医療院条例第6条第1項第1号イ（ア）および第45条第4項第1号イ（ア），指定居宅サービス等条例第151条第1項第2号アおよび第171条第1項第2号

アならびに予防サービス条例第133条第1項第2号アおよび第154条第1項第2号アの規定による相談とは、本要綱第3(1)に従い意見書の交付を受けることをいう。

- (2) 避難時間を計算する際は、老健局長通知の第3 留意事項一の②において、想定される最も避難が困難な入所の状況（施設等が満床であり、かつ、全ての入所者または利用者が自ら避難することが困難な者である場合等）および夜間等の最も職員配置が希薄な状況において、避難上不利な場所で火災が発生した場合における避難時間等を算出することとなっている。

マニュアルでは当該避難時間等を算出するため作成する、別記様式第2号（その2）「避難計算確認書」の中で、各部屋の要保護者ごとの介護状況を記載することが定められており、函館市保健福祉部は、その介護状況の内訳を決定するにあたり別表のとおり定められる人数を用いるよう、函館市消防長に依頼するものとする。

- (3) 特養条例第11条第1項第2号アおよびイ、第36条第1項第2号アおよびイ、第45条第1項第2号アおよびイならびに第51条第1項第2号アおよびイ、老健条例第6条第1項第1号イ（ア）および（イ）ならびに第45条第4項第1号イ（ア）および（イ）、医療院条例第6条第1項第1号イ（ア）および（イ）ならびに第45条第4項第1号イ（ア）および（イ）、指定居宅サービス等条例第151条第1項第2号アおよびイならびに第171条第1項第2号アおよびイならびに予防サービス条例第133条第1項第2号アおよびイならびに第154条第1項第2号アに規定する要件とは、次の内容を満たすこととする。

ア 意見書の内容に基づき、消防法施行規則第3条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害時の組織体制や災害予防対策等が記載された災害に対処するための計画を作

成すること。

イ 適切な避難活動を行えば安全な避難が可能となるために必要な従業者等の人数が，常時配置されることが確認できること。具体的には，別記様式第2号（その2）「避難計算確認書」に記載された，従業者等人数の最少人数が常時配置されることが分かる書類等（特別養護老人ホーム等の指定等申請時に提出する従業者の勤務の体制および勤務形態一覧表，警備会社の職員等が配置されることが分かる契約書等）で確認する。また，近隣協力者または代替介助者を確保することで必要な配置人員を満たすとする場合は，意見書の交付を函館市消防長に対し申請する際，別記様式3号・4号「同意書（近隣協力者・代替介助者）」が提出されていることで確認できたものとする。

ウ 避難，救出等の訓練は計画に従い昼間および夜間においてそれぞれ1年に1回以上，行うことを定めること。

(4) 特養条例第11条第1項第2号ウ，第36条第1項第2号ウ，第45条第1項第2号ウおよび第51条第1項第2号ウ，老健条例第6条第1項第1号イ（ウ）および第45条第4項第1号イ（ウ），医療院条例第6条第1項第1号イ（ウ）および第45条第4項第1号イ（ウ），指定居宅サービス等条例第151条第1項第2号ウおよび第171条第1項第2号ウならびに予防サービス条例第133条第1項第2号ウおよび第154条第1項第2号ウに規定する要件とは，地域住民等との連絡体制の整備を行ったことが確認できる資料を作成することとする。なお，意見書の交付を函館市消防長に対し申請する際，別記様式3号・4号「同意書（近隣協力者・代替介助者）」を提出している場合は，要件を満たしているものとする。

(5) (1) から (4) までの要件を満たす内容を記した書類は，指定等申請までに作成するものとする。

第5 消防署への情報提供について

函館市保健福祉部は、特別養護老人ホーム等の指定（許可、認可）を行った場合は、速やかに指定（許可、認可）通知書の写しを函館市消防長へ送付すること。

第6 実地指導等の確認事項について

- (1) 函館市保健福祉部は、居室等を2階または地階に設けている準耐火建築物である特別養護老人ホーム等へ実地指導等を行った際には、本要綱第3の(2)ア、イおよびウが指定等時の状況と相違ないことを確認すること。また、実地指導等の後に、別記様式第6号「避難訓練等実施確認・地域住民等連携体制整備確認通知書」を特別養護老人ホーム等の所在地を管轄する消防署長（以下単に「消防署長」という。）へ送付すること。
- (2) 函館市保健福祉部は、実地指導等において、本要綱第3の(2)アが指定等時と異なる状況であることが認められた場合は、速やかに消防署長に対し、変更後の状況が適切な避難活動を行えば安全な避難が可能なことを示す資料を提示し、意見書の交付を受けた上で、意見書の写しおよび意見書交付のため消防署長に提出した書類の写しを提出するよう指導を行うこと。
- (3) 函館市保健福祉部は、消防職員による消防法（昭和23年法律第186号）第4条の規定に基づく立入検査等において、本要綱第3の(2)アが申請等時の意見書交付申請書と異なる状況であることが認められた場合は、消防署長よりマニュアル別記様式8号「要件不適合通知書」を受理し、違反が確認された施設の設置者に対して、是正指導を行うこと。

第7 要件の変更

申請者は、指定等後に指定等の当時に届け出た本要綱第3の(2)ア、イおよびウの内容を変更したい場合は、事前に函館市保健福祉部へ届け出ること。なお、本要綱第3の(2)アの内容を変更する場合には、消防署長に対し、変更後の状況が適切な避難活動を行えば安全な避難が可能なことを示す資料を提示し、意見書の交付を受けた上で、意見書の写しおよび意見書交付のため消防署長に提出した書類の写しを提出すること。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

要介護度	該当する介護状態
A 要支援 1～要支援 2	①手つなぎ，腕組みにより介助
B 要介護 1～要介護 5	②背負いにより介助
	③担架により介助
	④車椅子により介助
	⑤ストレッチャーにより介助

※「該当する介護状態」①～⑤ごとの人数を定める手順は次のとおりとする。

- (1) 申請者が意見書の交付を函館市消防長に申請する時点で直近の、厚生労働省が公表している介護保険事業状況報告（月報）保険者別第 3-2-1 表から，設置を検討しているサービス種類の「要支援 1～要支援 2（以下「A」とする）」と「要介護 1～要介護 5（以下「B」とする）」の比率を求める。
- (2) 申請する特別養護老人ホーム等の入所定員人数を，上記(1)の比率に応じて按分し，A，Bにそれぞれに割り振る。
- (3) ①の人数は，Aの人数とする。
- (4) ②～⑤の人数は，Bの人数を申請者が災害時の避難経路に応じて想定している避難手段に基づき，任意に割り振るものとする。ただし，介助者が 1 人にもかかわらず担架による避難を想定したり，階段での避難が想定されているにもかかわらずストレッチャーでの移動を想定したりするなど，明らかに困難なものは認められない。
- (5) 上記により①～⑤の人数を定めた結果，端数処理の関係などで入所定員人数と一致しない場合は，申請者が①～⑤の中で任意に調整を行うものとする。